

消費者被害防止啓発放送等業務仕様書

1 件 名

消費者被害防止啓発放送等業務

2 委託期間

契約締結日から平成 29 年 1 月 31 日まで

3 実施に当たっての基本方針

- (1) 特殊詐欺の被害に遭われている方のほとんどが、「特殊詐欺については知っていたが、自分は大丈夫だと思っていた」との実態を踏まえ、県では昨年度から「特殊詐欺、ひとごとじゃない！」キャンペーンを実施して、単なる周知ではなく、消費者の危機意識や当事者意識の醸成を図っています。今年度は対象を更に拡大し、高齢の親や祖父母を持つ働き盛り世代（概ね 20 歳代～50 歳代）に対して、「自分の親や祖父母を特殊詐欺から守る。」という意識の醸成を目指していることから、それを踏まえた内容により効果的な広報媒体を活用した啓発の実施を目的とします。
- (2) CM等を制作する場合は、対象者に対してインパクトがある内容にしつつ、あまり華美にならず、県民にとって親しみやすく、わかりやすい構成及び内容にしてください。
- (3) CM等を制作する場合は、映像の中には、消費者被害防止キャンペーンのキャッチフレーズ及び消費者被害防止啓発イメージキャラクター（くらし安全・消費生活課から別途提供）並びに信州ブランド戦略のキャッチフレーズ及びロゴマーク（愛称 信州ハート）を入れてください。
- (4) 制作したCM等は、県消費生活情報のホームページで視聴できるほか、市町村及び県消費生活センターが一般消費者、高齢者及び学生等を対象として実施する各種講座並びに市町村役場、金融機関及び病院の待合場所での視聴等に、委託契約期間終了後も受託者に許可を求めることなく使用する予定です。また、市町村が所有するケーブルテレビ並びに有線放送など住民向けの放送でも同様に使用を予定しています。

4 委託する業務の内容

(1) テレビ放送を中心とした消費者被害防止キャンペーンの実施

ア テレビ放送は必須とし、県内民放全 4 局のうち少なくとも 1 局以上で放送してください。

イ 県で実施している「特殊詐欺、ひとごとじゃない！」キャンペーンの効果的な内容周知が図れれば、放送の内容・方法は特に問いません。（CM、特集番組、局のキャンペーンなど）

なお、高齢者、働き盛り世代、若者それぞれのターゲット向けの放送内容を盛り込むことは必須とし、それぞれの視聴が期待できる時間帯に配慮してください。

ウ 放送期間は平成 28 年 8 月 10 日（水）から平成 29 年 1 月 31 日（火）までですが、期間中の家族が集まる機会となりそうな「お盆」、「お正月」、「祝日（敬老の日など）」や高齢者がお金を引き出す機会となりそうな「年金支給日（偶数月の 15 日）」などを放送日に含めるように配慮してください。

エ テレビ放送の他、ラジオ放送、新聞広告、SNS 広告等の効果的な啓発が期待できる広報媒体を活用しても構いません。

オ その他

(ア) 放送内容、放送日・回数等は提案内容を基本としますが、県くらし安全・消費生活課から別途指示があった場合は、可能な限り、指示に従い放送日等を変更するものとします。

- (イ) 制作したCM等は放送開始日前日までに記録媒体（DVD等）にコピーして納品してください。
- (ウ) 「長野県消費生活情報」のホームページへの掲載に必要なファイルは、県くらし安全・消費生活課が指定する保存形式で記録媒体（DVD等）に保存して上記とは別に納品してください。
- (エ) 高齢者向け及び若者向けテレビCM、ラジオCM（平成27年度県くらし安全・消費生活課制作作品「特殊詐欺、ひとごとじゃない！『オレオレ詐欺』篇、『還付金詐欺』篇、『架空請求詐欺』篇」）及び政府広報スポットCM（内閣府制作作品『毎日話せば詐欺は防げる』篇）は放送素材として活用することは可能です。

（2）シネアドを活用した消費者被害防止CMの制作・上映

ア 作品の長さ と制作本数

15秒スポット又は30秒スポットを1本

イ 作品の内容

高齢の親や祖父母を持つ働き盛り世代（概ね20歳代～50歳代）に対しては、「自分の親や祖父母を特殊詐欺から守る。」という意識を醸成するような内容にしてください。

ウ 作品の上映

(ア) 県内3劇場（「長野グランドシネマズ」「松本シネマライツ」「TOHOシネマズ上田」）で上映してください。

(イ) 上映期間は平成28年8月10日（水）から平成29年1月31日（火）までの1週間以上とします。

(ウ) CMの効果が得られるように働き盛り世代の視聴が期待できる映画作品が含まれるように配慮してください。

エ その他

(ア) 上映内容、上映日・回数等は提案内容を基本としますが、県くらし安全・消費生活課から別途指示があった場合は、可能な限り、指示に従い上映日等を変更するものとします。

(イ) 制作したCMは上映開始日前日までに記録媒体（DVD等）にコピーして納品してください。

(ウ) 「長野県消費生活情報」のホームページへの掲載に必要なファイルは、くらし安全・消費生活課が指定する保存形式で記録媒体（DVD等）に保存して上記とは別に納品してください。

(エ) 可能な限り、アンケート調査等で効果測定を行ってください。

（3）県内プロサッカーチームと連携した消費者被害防止啓発活動の実施への支援

県が松本山雅FC及びAC長野パルセイロと別途契約する消費者被害防止啓発活動の冠試合時等における人的補助

ア 試合数

3試合（松本山雅FC：2試合、AC長野パルセイロ：1試合）

イ 人数

1試合ごと最低3名

ウ 拘束時間

5時間程度

エ 業務内容

PRブース、チラシのサンプリング等の補助

5 契約保証金

当該業務の契約に際しては、契約者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければなりません。ただし、長野県財務規則143条に該当する場合は契約保証金を免除します。

6 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、業務完了後に提出された業務完了報告書に基づき、県が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で支払いを行います。
- (2) 事業の実施に際して、必要がある場合は、委託料の10分の3に相当する額の範囲内で前金払を請求することができます。

7 業務の再委託

受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできません。ただし、部分的な業務についてあらかじめ知事の承諾を得たときは、第三者に委託することは可能です。

8 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うにあたり取得した個人情報の取扱いについては、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）等に基づき適正に行ってください。

9 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務終了後も同様とします。

10 報告

- (1) 受託者は、「業務着手届」、「業務日程表」及び「業務実施代理人届」を契約の日から5日以内に県に提出してください。
- (2) テレビ放送（ラジオ放送を含む）については、可能な限り放送終了後、速やかに放送確認書を県に提出してください。
- (3) 受託者は、委託業務完了後10日以内に、委託業務完了報告書を県に提出してください。

なお、委託業務完了報告書には、以下の書類を添えて提出してください。

- ・放送確認書（放送終了後提出済みの場合は不要）
- ・制作した映像等のコピー
- ・その他、事業実施が確認できる書類、成果品

11 その他

- (1) 本事業は、県が委託する事業ですので、事業の成果等は県に帰属します。
- (2) 契約の締結にあたっては、地方自治法や長野県財務規則をはじめとする諸規定が適用されます。
- (3) 次の一般的な事項にも注意してください。
 - ア 制作する資料が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
 - イ 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて長野県に帰属すること。
ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとし、この場合に、長野県は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できること。
 - ウ 被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
 - エ 個人情報の保護については十分な注意を払い、流出・損失が生じないようにすること。

- オ 本業務で取得した情報については秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に利用しないこと。
- (4) この仕様書に定めがない事項は、県と受託者が協議の上決定します。